

損害賠償及び和解に関する件

令和 6 年（2024 年）11 月 28 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市中央区在住者

2 事故の概要

令和 6 年 2 月 13 日、札幌市中央区北 4 条西 29 丁目において、市立中学校の敷地から道路に出ようとした同校の校務用の自動車が、当該自動車の前方を左方向から通過しようとした相手方の自動車と衝突した。

3 損害賠償の額

1, 638, 639 円

（理 由）

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。